

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年四月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越上尾線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>川越市新宿町二丁目二番二 地先から同市松江町一丁目二 番四地先まで</p>	<p>川越市松江町一丁目一九番一 地先から同市松江町一丁目二 番四地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>七・九五〇 二四・〇〇</p>	<p>八・二八〇 一五・七〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二、〇〇一・一三</p>	<p>六六・四四</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>